

長崎ウエスレヤン大学で 労働法制等の講義を実施しました

長崎労働局では、これから就職する大学生を対象に、労働関係法令、労働局の施策等の周知と啓発を図ることで、就職前、就職後に役立てていただくための講義を、平成24年度より実施しています。

令和元年11月14日（木）、長崎ウエスレヤン大学において『働く』前に、『働く』ときに、知っておきたい法律のはなし」というテーマで、84名の学生（主に2年生）を対象に、長崎労働局長が講義を実施しました。



講義では、就職前、就職後、退職時に必要な労働法の知識として、「労働契約」を初めとした労働法制等について説明するとともに、「学生に対する労働局の就職支援」、「労働に関する相談窓口」等についても情報提供を行いました。

講義後のアンケート（受講生84名のうち79名から回答あり）では、約95%から参考になったと回答がありました。

また、興味を持った講義の内容は、多い順に「給料」について16.9%、「有給休暇」について16.5%、「労働契約」について14%、「残業」について13.2%でした。

なお、アンケートの回答者のうち約41%が長崎県内の企業への就職を希望されていることが分かりました。



《講義の風景》

《学生の感想》

- ★ 講義を受けて今まで知らなかった色々なことが分かったので、労働法について更に勉強したいと思った。
- ★ 仕事や通勤途中のケガはアルバイト社員でも労災保険で補償されることを理解した。
- ★ 同一労働に対して待遇差があってはならないことや、仕事と家庭の両立支援を積極的に取組んだ企業が少なからずあることなどを学ぶことができた。